

各部（次）長

各課（局・所）長 殿

企 画 部 長

平成 3 0 年度予算編成方針について（通知）

このことについて、富谷市財務規則（昭和 5 0 年富谷町規則第 8 号）第 9 条の規定に基づき、市長の命を受けて平成 3 0 年度予算編成方針を定めたので通知する。

1 日本経済の状況及び国の予算編成の動向

日本経済の状況は、内閣府が公表した直近の月例経済報告によると、景気は、緩やかな回復基調が続いているとされ、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされている。

国の予算編成は、平成 3 0 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針（平成 2 9 年 7 月 2 0 日閣議了解）によれば、平成 3 0 年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 1 7」を踏まえ、引き続き、「基本方針 2 0 1 5」で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、これまでの歳出改革の取組を強化し、予算の中身を大胆に重点化するとされている。また、経済財政運営と改革の基本方針について（平成 2 9 年 6 月 9 日閣議決定）によれば、経済・財政一体改革の進捗・推進として、地方行財政等の基本的な考え方は、「経済・財政再生計画」の下、国・地方を通じた経済再生・財政健全化に取り組む、全ての改革項目を改革工程表に従って着実に進める。同時に、地方行政サービスの地域差の「見える化」とそれを通じた行財政改革の推進、先進・優良事例の全国展開、地方公共団体の境界を越えた広域化・共同化、国及び地方の I T 化・業務改革を軸に、地方の頑張りや工夫を通して、2 0 2 0 年代を見据えた地方行財政の構造改革を推進し、財政資金の効率的配分を図ることを検討するとされている。

2 地方財政の現状と富谷市の状況

地方財政は、地方税収等の落ち込みや減税等により平成 6 年度以降、財源不足が急激に拡大している。財源不足は平成 2 2 年度には景気後退に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税 5 税の落ち込みにより、過去最大の 1 8 . 2 兆円に達している。平成 2 9 年度は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加するものの、通常収支にかかる財源不足は 7 兆円となっており、依然として大幅なものとなっている。また、地方財政の借入金残高は、平成 2 9 年度末には 1 9 5 兆円となり、平成 3 年度から 2 . 8 倍、1 2 5 兆円の増となっている。

このような状況において、本市の財政状況は、平成 2 8 年度決算の歳入においては、人口増

等に伴い市税収入が前年度より1億9千万円の増となっているものの、歳出においては、扶助費等の社会保障関連経費や老朽化した公共施設の修繕費や維持管理経費が増加し、今後も厳しい財政状況が見込まれる。また、市債の借入金残高は、平成22年度末に33億円まで減少したものの、平成29年度末（見込み）で72億円となり、平成22年度から2.2倍となっている。

3 予算編成基本方針

平成30年度の予算編成では、このような厳しい財政見通しの中にもありながらも、的確な収入の見通しのもとで効率的に財源を配分していくとともに、現在進めている行政改革の取組みに合わせ、義務的経費や一般行政経費の支出抑制を図りながら、「富谷市総合計画」に掲げるまちづくりの将来像「住みたくなるまち 日本一 ～ 100年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ～」の実現に向けて取り組むものとする。

- (1) 28年度の決算及び29年度の決算見込みの分析に努め、歳入・歳出ともに決算ベースを基本とした予算要求を行うこと。なお、平成28年度に市制移行を行い、平成29年度は移行後、通年に及ぶ予算となるので、決算見込みの分析については、慎重に行うこと。
- (2) 総計予算主義の原則に従い、年度内のすべての収入と支出を見積り計上すること。
- (3) 限られた財源の中で効率的な財源を配分し、事業を推進していくため、ゼロベースの視点に立って、職員自らが創意工夫を行い、無駄を排除すること。

なお、今回の編成においては事前に行政改革において、方向性についての検討しているためシーリングは実施しないこととするが、経常的経費（賃金・需用費・役務費・備品購入費・各種団体への補助金等）については、原則一般財源ベースで前年度当初予算額を要求限度額とすること。

- (4) 事業の必要性、緊急性、事業効果などから優先順位を付け、将来の財政負担も十分考慮しながら適切に要求すること。
- (5) これまでの議会対応、監査委員からの指摘事項についても漏れなく検討を行い、決算不用額の精査、事業効果・成果を精査した上で要求すること。
- (6) 特別会計・企業会計についても、編成方針に沿って編成することとするが、その会計設置の趣旨や、国県の動向を把握した上で、安易に一般会計からの繰入に依存しないこと。
- (7) 歳入については、行政改革での取組みを踏まえ、全庁をあげて職員一人ひとりが新たな歳入の確保について検討すること。また、市税、保険料、各種料金の未収金対策を進め、徴収率の向上に努めること。

4 総合計画の着実な推進

富谷市総合計画で掲げた将来像「住みたくなるまち 日本一 ～ 100年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ～」の実現に向けて、富谷市総合計画第1次実施計画を着実に推進すること。

なお、予算編成に合わせ、実施計画についても、実態に即して修正を行うこと。